

改正案	現行
<p>（資産運用報告書の記載事項）</p> <p>第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 令第三条第十五号から第十八号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容</p> <p>十三（略）</p> <p>十四 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、公社債又は新株予約権証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率）</p> <p>十五～二十四（略）</p> <p>2 前項第十一号に規定する令第三条第十五号から第十八号までに掲げる資産の価格及び同項第十三号に規定する資産総額に対する比率の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第七号口に規定する価格を使用するものとする。</p>	<p>（資産運用報告書の記載事項）</p> <p>第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容</p> <p>十三（略）</p> <p>十四 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十七号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、公社債又は新株予約権証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率）</p> <p>十五～二十四（略）</p> <p>2 前項第十一号に規定する令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産の価格及び同項第十三号に規定する資産総額に対する比率の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第七号口に規定する価格を使用するものとする。</p>